

**重度心身障害児・者  
医療費助成制度について**

重度心身障害児・者が医療を受けるとき、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を助成する制度です。

**対象者(次の①～③いずれかの方)**

- ① 身体障害者手帳1級または2級の方
- ② 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方
- ③ 身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年10月以降に新たに重度障がい者(①・②)の認定を受けた方は、平成25年度市町村民税非課税世帯の方のみが対象となります。(課税世帯の人は対象となりません)  
対象者で世帯状況(転入・転出者があった)や健康保険の変更などがあった場合は、手続きが必要となります。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係  
☎ 43-2116(直通)

**特別児童扶養手当について**

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

**支給要件**(児童の障がいが次のいずれかに該当する場合)

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③ 精神の障がいであって、①・②と同程度以上と認められる方

**支給の制限**

該当する児童が施設などに入所している場合や、支給資格者または配偶者もしくは扶養義務者または前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

**手当額**

- 1級 月額5万4000円
- 2級 月額3万3570円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係  
☎ 43-2116(直通)

佐賀支所 地域住民課  
総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

**ひとり親家庭医療費助成事業  
をご存知ですか?**

配偶者のいない母または父および児童、もしくは父母のいない児童について医療費の自己負担(高額医療費は除く)を助成します。  
※ただし受給者および同居している扶養義務のある方が前年の所得に対して所得税が課税されていないこと。

**助成の種類**

**◆現物給付**

受給者証を医療機関に示し、医療費の助成金は支払わずに済む方法

**◆療養費払い**

いったん自己負担を支払い、役場で給付請求をする方法  
(県外受診の場合はこの方法になります。領収書が必要です。)

**申請時に必要なもの**

**◆新規の方(随時受付)**

印鑑、保険証

**◆更新の方(6月5日～25日受付)**

印鑑、保険証、同意書、申請書、受給者証

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116(直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

**平成25年度  
慰霊巡拝の参加者募集**

厚生労働省と高知県では、平成25年度の慰霊巡拝に参加する方を募集しています。

地域ごとに募集人員、募集時期、実施予定時期が異なりますので、詳細については、健康福祉課福祉係または各遺族会長までお問い合わせください。

**対象地域**

- ① 旧ソ連沿海地方
- ② 中国東北地区
- ③ インドネシア
- ④ ビスマルク・ソロモン諸島
- ⑤ 東部ニューギニア
- ⑥ ミャンマー
- ⑦ フィリピン
- ⑧ 硫黄島

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116(直通)